

平成 21 年

官民人事交流に関する年次報告

人 事 院

「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づく官民人事交流制度は、人事交流を通じて官民の相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材の育成を図ることを目的として、平成１２年３月２１日から導入された。

官民人事交流制度の透明性を確保するため、同法第２３条第３項において、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、前年に交流派遣をされた職員の派遣先企業における地位及び交流派遣の要請の時に占めていた官職、同年に交流採用をされた職員の占める官職及び当該職員が当該交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（雇用継続型の場合、当該職員が交流元企業において占めている地位を含む。）その他必要な事項について報告しなければならないこととされている。

本報告は、この規定に従い、平成２１年における交流派遣及び交流採用の状況をとりまとめたものである。その状況は、交流派遣が９府省２９人、交流採用が１３府省９２人（うち雇用継続型は１３府省８７人）実施され、前年と比べると、交流派遣は１人減少し、交流採用は２８人増加している。在職状況（平成２１年１２月３１日現在）では、交流派遣は９府省６１人、交流採用は１３府省１５８人と、前年に比べて、交流派遣は１１人、交流採用は４９人の増加となっている。

本報告の内容は、すべて人事院のホームページに掲載する。

人事院は、今後とも官民人事交流の活用が図られるよう、この制度の周知・説明等に努めるとともに、制度の点検・見直しについても取り組んでいきたい。

官民人事交流の府省別実施状況（平成21年）

交 流 派 遣

府 省			人 数
内 閣 府			1
総 務 省			1
法 務 省			1
財 務 省			2
農 林 水 産 省			4
林 野 庁			1
経 済 産 業 省			9
国 土 交 通 省			9
観 光 庁			1
計			29

交 流 採 用

府 省			人 数
金 融 庁			7（3）
消 費 者 庁			1
総 務 省			9
外 務 省			11
財 務 省			9
厚 生 労 働 省			1
農 林 水 産 省			8
林 野 庁			1
経 済 産 業 省			18
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁			3
国 土 交 通 省			20（2）
観 光 庁			3
環 境 省			1
計			92（5）

注（ ）内は、退職型の交流採用者数で、内数